

宮富小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】 心豊かで、確かな学力とたくましく生きる力をもつ宮富の子どもを育てる
～次年度の子どもの姿を意識し、長期的見通しをもった教育活動の推進～

家庭・地域との連携

- ・教育相談の実施
- ・学校評価を通しての実態調査
- ・登校指導時の挨拶
- ・振興会とのネットワークづくり

【宮富小学校いじめ防止対策委員会】＜基本方針＞

- 1 いじめは人間として絶対にゆるされないという強い認識を共有する。
- 2 いじめを早期に発見し、いじめられている子どもの立場に立って親身な指導を実施する。
- 3 学校・家庭・地域社会など全ての関係者が一体となって取り組む。

関係機関との連携

- ・町教委へ定期報告
- ・警察との情報交換
- ・子ども会との連携
- ・民生委員、児童委員との連絡会
- ・学校評議員会

教育活動の重点

- (1)人権尊重の精神に立つ道徳的な実践意欲と態度の育成
- (2)Momの基本姿勢を柱にした人権尊重の環境作り
- (3)「よさ」に気づき個性を発揮させる体験活動の工夫
- (4)自ら思考・判断し実行できる特別活動の推進
- (5)心身を鍛え、健康を大切にする児童の育成
- (6)指導法の改善および学力向上推進対策の実践
- (7)全職員の研究授業および個に応じたきめ細やかな指導の工夫
- (8)師弟同行を基本とした環境美化の推進
- (9)職員が支え合い学び合う同僚性を生かした生徒指導の推進
- (10)日ごろから家庭・地域との連携を密に図る

【いじめの防止】

＜教職員の取組＞

- ・指導体制の確立
- ・いじめ防止週間
- ・アンケート調査
- ・生活日記の実施

＜児童生徒の取組＞

- ・いじめ撲滅宣言
- ・縦割り活動
- ・児童会活動

＜保護者の取組＞

- ・子どもの把握
- ・善悪の躰
- ・学校との連携

【いじめの早期発見】

＜教職員の取組＞

- ・児童観察
- ・欠席状況把握
- ・家庭との連絡
- ・アンケート調査

＜児童生徒の取組＞

- ・先生に相談
- ・友達との会話
- ・気になる遊び
- ・気になる様子

＜保護者の取組＞

- ・衣服等の汚れ
- ・本等の落書き
- ・登校渋り
- ・言動の変化

【いじめの認知】

【いじめに対する措置】

学校としていじめを認知「いじめであることの共通認識」

- (1) 加害、被害児童の事実確認
- (2) 周囲からの情報収集
- (3) 被害児童の心身又は物理的不安の解消
- (4) 加害・被害児童保護者との情報共有、事実の説明
- (5) 指導方針の確認

＜児童生徒の取組＞

- (1) 被害児童と加害児童の関係の修復を応援する。
- (2) いじめについて考え、再発を防ぐ。
- (3) SOSの出し方を学ぶ
- (4) いじめ0宣言活動

＜保護者の取組＞

- (1) 加害・被害児童共に本人の気持ちに寄り添う。
- (2) 学校との情報共有、事実確認
- (3) 被害児童の不安解消のための手立て・相談
- (4) 子供の関係修復に向けての手立て・相談

生徒指導体制

- (1)報告、連絡、相談の徹底（情報の一本化）
 - (2)チーム指導の推進（小規模校の特性を生かして）
 - (3)心に届く生徒指導委員会の充実
 - (4)全職員による継続的な生徒指導
 - (5)生活目標での共通実践
 - (6)学校行事や学級活動の充実（全校集会、朝や帰りの会、緑化活動、学級の時間など）
 - (7)児童会活動の充実
 - (8)継続的な学習活動の見届け
 - (9)地域行事、体験活動等への積極的な参加の推進
- ### 教育相談体制
- (1)毎週木曜日の教育相談日の設定（学年初めのPTAで保護者へ説明し、週報で明記する。）
 - (2)教育相談期間の設定（7月）
 - (3)いじめ問題を考える週間での相談

組織名：宮富小学校いじめ防止対策委員会：既存の「心に届く生徒指導委員会」「学校評議員会」を活用
メンバー：校長・教頭・生徒指導主任・各担任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・SC・SSW（必要に応じて民生委員等）

いじめの定義（いじめ防止対策推進法から抜粋）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ解消の定義

- (1) いじめに関わる行為が止んでいること。この期間は、少なくとも3か月を目安とする。
- (2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。「解消している状態」に至っても、加害、被害双方の児童については日常的に注意深く観察する。